

令和2年第2回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和2年2月28日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和2年2月28日

~~~~~  
4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~  
5. 欠席議員（なし）

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

- (1) 事務組織機構の改編について（報告）
- (2) 第6次熊野町総合計画の策定について（報告）
- (3) 熊野町防災・減災まちづくり条例案について（協議）
- (4) 令和元年度3月補正予算及び令和2年度当初予算について（報告）

|       |      |
|-------|------|
| 町長    | 三村裕史 |
| 副町長   | 内田充  |
| 総務部長  | 宗條勲  |
| 危機管理監 | 貞永治夫 |
| 建設部長  | 沖田浩  |

|             |         |
|-------------|---------|
| 建設部技術担当部長   | 林 武 史   |
| 民 生 部 長     | 時 光 良 弘 |
| 教 育 部 長     | 横 山 大 治 |
| 総 務 部 次 長   | 堀 野 辰 夫 |
| 財 務 課 長     | 桐 木 和 義 |
| 危 機 管 理 課 長 | 花 岡 秀 城 |

【民生部】

(5) 国民健康保険税について（協議）

|            |         |
|------------|---------|
| 町 長        | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長      | 内 田 充   |
| 教 育 長      | 林 保     |
| 民 生 部 長    | 時 光 良 弘 |
| 総 務 部 長    | 宗 條 勲   |
| 民 生 部 次 長  | 西 岡 隆 司 |
| 総 務 部 次 長  | 堀 野 辰 夫 |
| 住 民 課 長    | 立 花 太 郎 |
| 税 務 課 長    | 須 賀 雅 彦 |
| 子育て・健康推進課長 | 佛 圓 至 裕 |
| 財 務 課 長    | 桐 木 和 義 |

(6) 熊野町子ども・子育て支援事業計画について（報告）

(7) いのち支える熊野町自殺対策計画について（報告）

|            |         |
|------------|---------|
| 町 長        | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長      | 内 田 充   |
| 教 育 長      | 林 保     |
| 民 生 部 長    | 時 光 良 弘 |
| 総 務 部 長    | 宗 條 勲   |
| 民 生 部 次 長  | 西 岡 隆 司 |
| 総 務 部 次 長  | 堀 野 辰 夫 |
| 子育て・健康推進課長 | 佛 圓 至 裕 |
| 財 務 課 長    | 桐 木 和 義 |

【建設部】

(8) 上水道事業の広域連携について（報告）

|             |           |
|-------------|-----------|
| 町 長         | 三 村 裕 史   |
| 副 町 長       | 内 田 充     |
| 教 育 長       | 林 保       |
| 建 設 部 長     | 沖 田 浩     |
| 総 務 部 長     | 宗 條 勲     |
| 建 設 部 次 長   | 堂 森 憲 治   |
| 総 務 部 次 長   | 堀 野 辰 夫   |
| 上 下 水 道 課 長 | 寺 垣 内 栄 作 |
| 財 務 課 長     | 桐 木 和 義   |

【教育部】

(9) 町立小・中学校トイレ改修事業について（報告）

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 内 田 充   |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 教 育 部 長   | 横 山 大 治 |
| 総 務 部 長   | 宗 條 勲   |
| 建設部技術担当部長 | 林 武 史   |
| 教 育 部 次 長 | 隼 田 雅 治 |
| 建設部技術次長   | 桑 垣 誠   |
| 総 務 部 次 長 | 堀 野 辰 夫 |
| 財 務 課 長   | 桐 木 和 義 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 西 村 隆 雄 |
|--------|---------|

~~~~~○~~~~~

8. 案件

【総務部】

(1) 事務組織機構の改編について（報告）

- (2) 第6次熊野町総合計画の策定について（報告）
- (3) 熊野町防災・減災まちづくり条例案について（協議）
- (4) 令和元年度3月補正予算及び令和2年度当初予算について（報告）

【民生部】

- (5) 国民健康保険税について（協議）
- (6) 熊野町子ども・子育て支援事業計画について（報告）
- (7) いのち支える熊野町自殺対策計画について（報告）

【建設部】

- (8) 上水道事業の広域連携について（報告）

【教育部】

- (9) 町立小・中学校トイレ改修事業について（報告）

【議会】

- (10) その他

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9時27分）

○議長（大瀬戸） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。先ほど控室のほうで案内があったと思いますが、本日は、執行部の皆さんは全員マスク着用ということにさせていただくということでございますので、御了承いただきたいと思います。また、後ほど、このコロナに関することは後ほど協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件7件、協議案件2件について、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。皆様からさまざまな御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 皆さん、おはようございます。大変お忙しいところ、まことにありがとうございます。案件説明の前に2点御報告を申し上げます。

まず1点目は、新型コロナウイルスへの対応でございますが、庁舎内での感染予防措置を講じるとともに、町民にも注意喚起を行ってまいりました。また、政府の要請、県主催イベントの考え方なども参考に、町主催のイベントや事業のうち、卒業式など実施時期が限られるものを除き、原則中止、延期の決定を行うとともに、各施設を利用した住民の自主活動につきましても、同様の対応を要請しております。また、やむを得ず実施する場合においても、参加者の縮小や予防措置の徹底について、各団体等に順次要請を行っているところでございます。

また、突如、昨日政府要請が行われた小学校、中学校等の来週からの臨時休校につきましては、取り急ぎ情報の収集と児童クラブの運営体制の確保などに向けてけさから取り組んでおります。政府の要請どおり、小・中学校は月曜日から休校することになると思います。

このように新型コロナウイルス対策はここに来て急展開を見ておりますが、本町における各般の対策も鋭意取り組むとともに、感染予防に最善を尽くしてまいりますので、議員におかれても御理解、御支援を賜るようお願いいたします。

2点目、昨年11月開催の全員協議会において、介護保険料の決定に関する訴訟について、町が勝訴し終結した旨を報告いたしました。この訴訟の原告については、障害者福祉サービスに係る介護給付費の支給等に関しても係争中でしたが、昨年12月に原告が死亡したことにより、原告代理人から訴訟の取り下げ書が提出され、町もこれに同意し、一連の訴訟は終結いたしましたので、御報告申し上げます。

本日は報告7件、協議2件について御説明させていただきます。

まず、報告事項の1件目は、事務組織機構の改編についてでございます。令和2年度からの事務組織機構の改編につきまして、その概要を御報告いたします。

報告事項の2件目は、現在策定中の第6次熊野町総合計画の策定について、その進捗状況等を御報告させていただきます。

報告事項の3件目は、令和元年度3月補正予算及び令和2年度当初予算についてでございます。3月補正予算及び当初予算の概要を御説明いたします。

報告事項の4件目は、新たに決定いたしました熊野町子ども・子育て支援事業計画について、その概要を説明いたします。

報告事項の5件目は、同じく新たに決定いたしました、いのち支える熊野町自殺対策計画について、その概要を御説明いたします。

報告事項の6件目は、上水道事業の広域連携について、その概要を説明いたします。

報告事項の7件目は、町立小・中学校トイレ改修事業について、その概要を説明いたします。

次に、協議事項の1件目は、3月定例会に提案を予定しております熊野町防災・減災まちづくり条例について、基本理念、目的等につきまして御説明の上、協議させていただきます。

協議事項の2件目は、国民健康保険税について、その概要を説明の上、御協議させていただきます。

本日の報告、協議案件は以上の9件でございます。議員の皆様方の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、早速協議会に移ります。

報告案件、事務組織機構の改編について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 報告案件の1番目、「事務組織機構の改編」につきまして御説明申し上げます。右上に資料1とあるものをごらんください。資料は、左上から「1改編の概要」、その中段から「2改編の目的」、中央が「事務組織機構図」、その右下に「4危機管理」と「5その他」の並びとなっております。

まず、「1改編の概要」ですが、このたびの機構改編の要点は3点ございます。1点目は、組織としての「危機管理監」を設置すること。2点目は、町長部局の部を分合すること。3点目は、教育委員会事務局の課の統合などを行うとともに、事務の一部を町長部局に移すことです。教育委員会事務局の改編も含め、私から一括説明をさせていただきます。

初めに、（1）「危機管理監」の設置です。先ほど申しましたように、組織として「危機管理監」を置くこととし、地方自治法の規定に基づき、町長の直近下位の内部組織に位置づける旨を「熊野町事務分掌条例」で定めます。大規模災害が発生した場合には、町長の命を受け、復旧・復興の総括管理を担う、組織と同名の部長級職員

「危機管理監」を専任配置し、あわせて「災害即応チーム」を稼働させます。平常時は住民生活部長が危機管理監を兼職するとともに、災害時に専任となる災害即応チーム員もあらかじめ兼職発令をし、有事に備えることといたします。

次に、（２）町長部局の部の分合でございます。現在、町長部局は、総務部、民生部、建設部の３部構成です。これを総務部、住民生活部、健康福祉部、建設農林部の４部構成に改編いたします。

まず、総務部と民生部を改編し、新たに「住民生活部」を設置します。この部は、税務課と住民課を統合した「税務住民課」、税務課収納推進室から分離新設する「収納管理課」、危機管理と防犯・交通安全等を一体的に所管する「防災安全課」、公共交通対策やごみ処理など日常生活にかかわる事業を所管する「生活環境課」の４課で構成いたします。

これに連動し、その他の民生部門の業務を分掌する「健康福祉部」を設置します。民生部門の業務が二つに分かれるため、部の名称を変更するものでございます。この部は、子育て・健康推進課を分割した「子育て支援課」と「健康推進課」、従来の民生課の名称を改めた「社会福祉課」、そして「高齢者支援課」、この４課で構成いたします。

従来の建設部は名称を改め「建設農林部」とし、課の構成も、開発指導課を廃止し「農林緑地課」を新設する改編を行います。また、水道部は名称を「公営企業部」に変更いたします。

次に、（３）教育委員会事務局の課の統合等でございます。従来の学校教育課と生涯学習課は統合して「教育総務課」とし、課内室として「教育指導室」を新設いたします。また、人権啓発と男女共同参画に関しては町長部局へ事務の所管がえをし、文化財に関しては、町長部局へ事務の移管を行います。

以上が改編の概要でございます。

次に、その目的を「２改編の目的」として列記してございます。

１点目の目的は、内部組織としての危機管理監を設置することでございます。従来、危機管理の総括は総務部の分掌としており、部には部長と部長級の危機管理監が配属されております。独立した内部組織である危機管理監を設置することにより、大規模災害発生時の指揮命令系統の簡素化、意思決定に至る過程や決裁権限の単純化、明確化を図り、効率的・機動的な業務執行体制を整えるものでございます。

2点目の目的は、総務部を改編することです。次期総合計画の策定やその推進体制を強化するための「政策企画課」の設置など、総務部門の業務執行体制を整えるものです。

3点目の目的は、「税務住民課」及び「収納管理課」を設置することです。住民視点に立ったサービスを展開するため、税務・住民窓口を組織的に統合し、住民ニーズを踏まえた窓口サービスを充実させるとともに、税等の収納対策や納税相談等の体制を強化するものとします。

4点目の目的は、子ども・子育て支援制度やネウボラ事業、全国的に多発・悪質化する児童虐待への対応など、増大する児童福祉部門の事務の現状を踏まえるとともに、健康増進や感染症対策などを強化するため、子育て・健康推進課を「子育て支援課」と「健康推進課」の2課に分割いたします。

5点目の目的は、土木・建築技術職の連携強化を図り、災害復旧の加速体制を整えることです。建設部の課を改編し、農林土木や農林振興、緑化等を所管する「農林緑地課」を新設することから、部の名称も「建設農林部」に変更いたします。また、近い将来、下水道事業が公営企業法適用事業に移行する予定であることから、水道部を「公営企業部」に名称変更いたします。

6点目の目的は、社会教育行政や文化財行政を取り巻く環境変化に対応することです。令和3年度には町公民館が唯一の公民館となります。高齢化や都市化による社会教育の環境変化に応じて、公民館の機能は、地域コミュニティの再生・活性化への対応といった課題への役割の比重が大きくなっており、本町における公民館機能の転換は、こうした時流に沿った対応の結果でもございます。こうしたことを踏まえ、今回の組織改編では、学校教育課と生涯学習課を統合することとし、町行政全体で取り組むべき人権啓発と男女共同参画に関しては町長部局へ所管がえをいたします。

また、文化財に関しては、それを未来に生かすために、保存に合わせて積極的に活用することが重要であるとされております。このことから、国の登録有形文化財となった榊森神社をはじめとする本町の有形、無形の文化的資源の活用を観光やまちづくり施策とともに推進するため、町長部局へ事務を移管いたします。この移管に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき条例において定めることとなり、議会は、この条例の議決前に教育委員会の意見を聞くことになっております。



なお、文化財の指定、保護や活用、あるいは取得に関しては、熊野町文化財保護条例に基づき、従来どおり、現行の文化財保護委員会の名称を改める「文化財保護審議会」に諮問し、意見具申をいただくなど、文化財保護行政を適切に実施してまいります。

7点目の目的は、学力向上、生徒指導上の諸課題への指導を強化することです。そのため、教育委員会事務局に「教育指導室」を設置いたします。

以上が改編の目的です。

次に、「3事務組織機構図」をごらんください。今回の改編の全体像を図で整理しております。図の最も右側の列、一番上に現行とある縦の図が現在の事務組織機構でございます。部や事務局ごとに色分けをしております。この列から左側に伸びる矢印によって、現在の各課の事務が新しい事務組織機構ではどの課が分掌するのかを指し示しております。

例を挙げますと、ちょうど中段あたりにございます生活環境課は、現行の業務のうち、防犯や交通安全は防災安全課の分掌へと変更し、現在、地域振興課が分掌する自治会や公共交通対策などと、教育委員会が分掌する人権啓発、男女共同参画に関する事務を新たに分掌することといたします。

次に、右下、「4危機管理」でございます。危機管理には、災害等の危機管理と、このたびの新型コロナウイルスによる感染症などの健康の危機管理に大別することができます。前者の災害等の危機管理は、危機管理監と防災安全課が総括し、後者の健康の危機管理は健康推進課が総括し、いずれの危機に際しても総務課が総合調整を行うこととし、危機の内容に応じた総括責任と連携体制を明確にいたします。

最後に、「5その他」といたしまして、この事務組織機構の改編は本年4月1日に実施し、そのための関係条例については3月定例会に議案を提出し、御審議をいただくことといたしております。また、今回の機構改編によって、来庁された際やお問い合わせをいただく際に住民の皆様におかけする御迷惑が最小限となるよう、広報や丁寧な対応に心がけてまいります。

事務組織機構の改編についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 年度の当初の町長の施政方針でも災害に全力を傾けるといふことがあり、こういう危機管理の關係のほうを整理されるといふのはある程度理解できるんですけども、私は、どういたしますか、ちょうどこの第5次の総合計画が令和2年度で終了するんですよね。だから、第6次については第6次の方向がある程度固まった段階で組織の改革といふことを考えなきゃならんのではないかなといふふうに私は思うんですけども、その点はいかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 先ほども申しましたように、これからの行政執行を効率的に実施していくために、この際事務組織機構の改編を行わせていただくといふことで、この新たな機構のもとで新たな総合計画の推進に努めてまいりたいといふふうに思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） やはり第5次は第5次で、私はくどいことを言うわけじゃないんですが、やはり成果、あるいは課題等があつて第6次の計画があると思ふんですね。そういう面では、やはり一つの区切りとして2年度にしっかりした総括等をしておくべきではないかなといふように思ふます。

また、どういふんですか、組織を變えるといふのは、職員にとつてみれば、私どもも経験がありますけども、やっぱり大変な労力やエネルギーを費やしてしまひます。そのためにやはり職員の方々の負担であるとか、あるいは職員の皆さんの職能といひますか、職務能力の向上を図る上で大変な負担がかかるといふように思ふますが、その点はいかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） まさに御指摘のとおりであらうと思ふております。

このたびの事務組織機構の改編は少し大型の改編でございますので、昨年7月から担当部長の中で研究会を設けまして、いろいろ議論・調整を図ってきたところでございます。また、年があけまして、これは先ほど申しましたように大型の改編でございますので、いち早く職員のほうに周知するというところで、既に全職員にこういった形の改編が行われるということは周知をし、円滑な事務の移行についてスケジュールを定めて、それぞれの部署のほうで移行作業を実施するということといたしております。また、これはまだ予定でございますが、例年よりも早く人事異動等についての内示も行いたいというふうに思っております。こういった取り組みによって、事務の円滑な移行と、あと職員の負担軽減に、人事配置も含めて今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） ぜひそういったことによって業務が滞ったりということがないように、一つよろしくをお願いします。また、職員の皆さんの能力をしっかりと発揮できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、この改編によって一部県の組織と町の組織との縦のラインがずれることが生じるような事例がちょっとあるんですけども、例えば文化財関係でいうたら、ちょっと私の記憶では、県では県の教育委員会が管轄している。町では今度は総務部ですかね。そこのほうへ移行する。そうしたときに、県との流れとかラインが少しややこしくならへんかなというようなことを思ったりしております。そういったところで、観点等がずれないように一つよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 文化財保護の事務について、首長部局が所管するというところについては、もう既に法律のほうでそれは可能となるように定められております。したがって、県においてもそういったことを踏まえて対応がなされるものと思っております。

すし、今後、文化財の保護行政を実施するに当たって、所管する県の教育委員会とも十分連携をとって実施してまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） いろいろと百五十何人が動かれるということは大変なことだと思うんですが、一番ポイントになるところは、今回やっぱり危機管理のとこだと思います。

約2年弱、災害が起こって初めて設置されました。いろいろ大変苦労されたと思います。この苦労をぜひ生かしていただくために、本音の議論をしていただく。全てがここがするのではなくて、全職員が危機管理を持たなくちゃいけないという意識ですね。ベースの意識を醸成いただく。そうしませんと、貴重な人材がめげてしもうちゃ困るんです。生かすような方針。

ただ、そんな中で、ベースの中で言えば、いろんなもので人災という想定もあります。計算ミスが起こったりね。人間がすることですから、人災は前提で考えていかななくちゃいけないと思いますが、そのあたり、チーム全体としての意識はどういうふうに醸成されますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） おっしゃるように、2年前に大きな災害が発生しました。役場の職員の感覚というのは2年前と現在は全く違ったものになっております。2年前にはチームという形の中で職員一人一人が責任をもって災害に取り組む姿勢ができたのではなかろうかと思っております。それを受けて、このたびいろんな形で執行部内で各部長が集まって、どういう形でやったら一番有効な組織ができるだろうか、どういう形であつたら災害に備える形の組織になるだろうかということもこのたび研究をしてくれております。そうした中で今回のこの形ができたということになっております。当然、今後もこの気持ちを忘れずに、将来にわたって安全なまちづくりを目指していくとい

う形の信念をもってこういう形でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 本当に大変な大改編だと思います。この資料には各課のレイアウトが出てないんですけども、各課の職員数もかなり大幅な変更・異動があるように思います。たまたま4月1日が平日になっておるということですが、これはやはり3月31日に全員が業務を終えた後に大移動ということによろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 移動の仕方について、まだ細かく決めているわけではございません。ただ、各課の配置につきましては既にあらまし決定をいたしております。基本的には今の形をそのままということですね。課の位置を若干変更したりということ、さほど混乱がない改編になるのではないかというふうに思っております。

書類等の整理については早い時期からそれぞれが取り組んで、若干机等の移動については、今御指摘のあったような休日の間に実施せざるを得ない、夜間も含めて実施せざるを得ないということで、これは全職員協力して実施していきたいと思っております。

一部、防災安全課について、ちょっと3階が非常に手狭になっているということと、あと事務の移管等もございますので、この防災安全課については階を変えることなく、要するに3階の中で課の位置について決めていきたいというふうに思っております。具体的には3階の会議室と隣接するOAの研修室というものがございまして、現在、それはちょっとほぼ使用してないというような状況がございますので、そこらあたりの移動を考えておりますので、大きくいえばこの課の移動があるということで、あとは内部の若干の修正ということで済もうかと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございます。例年、普通の人事異動等でもかなり4月1日、混乱が起きているようです。特に、住民の方にそういった各課のこういった改編、新しい課の名称、業務等がわかりやすく案内できるように御配慮いただきたいと思えます。それと、総合案内1階のこの職員が交代で立たれておる状況ですが、そのあたりも適切な対応ができるようなところを、研修等も含めてお願いできたらというふうを考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ちょっと途中になりましたんで、議長、よう流れをつくっていただいて、断片的な話にならんようにお願いしたいと思います。

危機管理というのは非常に大変なんですけど、でも前回、前から申しておりますが、鍵屋さんという方、御講師が来られて、最終的には人格だという話になるんです。この方の指導教官が、町長が出られている国交省の小委員会のメンバーがおられるんです、京大の先生ですがね。ぜひ町長もあそこに出られるわけですから、いかにして鍵屋先生の思想ができたか。危機に対して自主自立の思想がないと危機に対応できないです。人に頼っちゃだめなんです。

今回も文科省、総理大臣が旗を振ったら、わっとみんな、日本中全体主義的に変わるんですが、自治事務ですからね。自信を持ってやっぱり運営できるだけの人格の形成が大事だと思います。そのためにも日々の行政の運営の自信です。ぜひそのあたりも、教育委員会の学習もそうですが、ベースに皆さんで、私らもそうですよ、ちょっと今分断しかけておりますがね、議会は。そうじゃいけないのです。議会全体の教養を上げていかにゃいけないのですが、そのあたりまた調査してまいりますけども、ぜひ町長さん、お願いします。小委員会のメンバーにおられますから、あの先生が何ぼ理論を立てても最終的に残るのは人格だという言葉で終わってるんです。まあお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答弁はどうでしょうか、いいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) それでは、ただいま事務組織機構の改編についての報告を受けました。本件については3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議をすることとし、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、第6次熊野町総合計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長(宗條) 報告案件2番目、第6次熊野町総合計画の策定につきまして、御説明いたします。

資料2をごらんください。

まず、計画策定の基本方針1の趣旨についてでございます。平成23年度を初年度とする第5次熊野町総合計画に基づき、「ひとまち育む筆の都熊野」を将来像としたまちづくりを推進しておりますが、少子高齢化、人口減少社会の急速な進行、自然災害などに対する危機管理意識の高まりなど、社会情勢は大きく変化をしております。このため町の持続的な発展が可能となるよう、地域特性や資源を最大限に生かすとともに、さまざまな政策課題に対し、町民と行政がそれぞれの役割を分担し連携を図ることが重要となっております。

こうした状況の中、現行計画が最終年度を迎えることから、熊野町総合計画策定条例に基づき、町の最上位計画として、目指すべき本町の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示すため、まちづくり全体と各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、第6次熊野町総合計画を策定するものでございます。また、人口減少対策や地方創生に取り組むため、第2期熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画と一体的に策定いたします。

次に、2、計画策定に当たっての基本的な姿勢でございますが、計画策定に当たっては、次の三つを基本的な視点といたします。

まず一つ目、目標と成果をわかりやすく公表できる計画づくりです。住民の方々と共有できる将来像の設定、現況値や目標値、役割分担などを明らかにするなど、わかりやすい計画策定に努めます。

二つ目は、協働による計画づくりです。それぞれの立場で住民と行政がまちづくりを

連携・協働して推進するため、住民の意見を聞きながら計画策定を進めてまいります。

三つ目は、優先順位を明確にした計画づくりです。優先順位を明確にした戦略を構築し、限られた経営資源を効果的に配分するため、事業の重点化などにより効率的な推進を図る計画にいたします。

次に、3の総合計画の体系についてでございますが、本計画は、基本構想、基本計画、総合戦略、実施計画で構成いたします。

まず、一つ目の基本構想でございますが、基本構想は、本町の将来像とそれを実現するための基本的理念や施策の大綱を示すもので、計画期間は令和3年度から12年度までの10年間でございます。なお、この基本構想につきましては、熊野町総合計画策定条例により議会の議決事項となっております。

続いて、二つ目の基本計画でございますが、基本計画は、将来像の実現に向け、具体的な施策の目的や方針などを示すもので、同じく10年間を計画期間といたしますが、社会情勢等の変化に柔軟に対応できるよう、前期、後期それぞれ5年間に分けて策定をいたします。

三つ目の総合戦略につきましては、基本計画において、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点施策として位置づけ、人口減少対策や地方創生に関する施策を示します。計画期間は、前期基本計画と同じく令和3年度から7年度までの5年計画となります。

実施計画は、基本計画、総合戦略で示した施策目的を達成するための主要な事業を3カ年計画で示すもので、毎年度、改定いたします。

次に、4の計画策定スケジュールでございます。策定期間は令和元年度と2年度の2カ年で、今年度は住民アンケート調査やワークショップの開催、町内関係団体へのヒアリングを実施いたしました。これらの内容を参考に基本構想案を検討し、令和2年6月定例会に基本構想案の議案を提案する予定でございます。それに並行し、基本計画や総合戦略、実施計画の検討を行うことといたしております。

続きまして、協働による計画づくりにつきまして御説明いたします。

まず、1の住民ワークショップ、(1)若者ワークショップでございますが、参加対象者は町内の中学生と高校の生徒で、1回目は58名の参加があり、「10年後の熊野町はどんなまちになっている？」をテーマに、熊野町のいいところ、もっとよくしたいところ、熊野の未来について、グループで意見を出し合いました。2回目は62

名の参加があり、1回目で出し合った意見をもとに、実現したいテーマ、解決したい課題、具体的な取り組み内容について話し合いを行いました。

続いて、(2) 町民ワークショップでございますが、参加対象者は町内にお住まいの方やお勤めの方で、1回目、2回目ともに18名に参加していただきました。

1回目は、「私たちのまちの自慢・気になるところ」、そして「こうなれば、今よりもっと幸せです」をテーマに、現在の本町の強みや地域資源、そして弱みや不便なところなど、まちの状況を整理し、地域資源を活用して、弱みを克服できたらどんなまちになるかを考えました。

2回目は、1回目に考えたまちの姿から、掘り下げたいテーマを決め、実現に向けて必要な活動や取り組み、そして行政や地域、住民、企業など、それぞれの役割について整理し、「私たちのまちの幸せ改善プラン」をグループごとに発表しました。

続いて、2の団体ヒアリングでございますが、熊野町内で活動されている関係団体を対象にヒアリング調査を行いました。回答いただいた団体は36団体でございます。ヒアリング内容は、各団体の活動内容や活動上の課題、熊野町の施策について、各分野ごとのよい点、改善すべき点、必要だと思う施策、そして熊野町のまちづくりについての御意見を伺いました。

続きまして、2枚目をごらんください。

住民意識調査結果の概要について御説明いたします。調査の対象は無作為に抽出した18歳以上の町民の方2,500人を対象に、郵送により行いました。有効回答数は1,140件、回答率は45.6%でございます。

次に、Ⅱの調査結果でございます。四捨五入の関係で、比率の合計が100%にならない箇所がございます。

まず、1の基本的事項として、どのような方からの回答であるのかを伺いました。

1番目は回答者の性別で、男性が44.2%、女性が55.8%となっております。

2番目は年代です。70歳代の方からの回答が最も多く27.6%、続いて60歳代の15.6%となっております。

3番目は家族構成です。「親と子の2世代」が45.7%と最も多く、次いで「夫婦のみ」の35.3%となっております。

4番目は職業でございます。最も多かったのは「無職」と回答された方で30.4%、次いで「会社員」が24.0%の順となっております。

5番目は熊野町での居住年数を伺っております。熊野町に「20年以上住んでいる」と回答された方が最も多く57.5%、次いで「10年～19年」と答えられた方が14.5%となっております。

6番目は居住地を伺っています。なお地区ごとの回答数にばらつきがあることから、集計・分析は町内4地域に区分して行っております。呉地、出来庭、中溝地区の「中央部南西地域」、萩原、城之堀地区の「中央部北東地域」、初神、新宮地区の「東部地域」、川角、平谷、貴船、石神、神田、柿迫、東山地区の「西部地域」、この4地域でございます。集計結果はごらんとおりでございますが、これは各地域の人口構成とおおむね一致しております。

7番目は転入・転出状況でございます。「他市町村から転入してきた（町外出身者）」が61.5%で、次いで「町外に出たことがない」が20.8%、「町外に出てから戻ってきた（Uターン）」が17.7%となっております。

次に、熊野町の住みやすさについて伺っております。「どちらかといえば住みやすい」の割合が最も高く44%、「住みやすい」が23%でした。この二つを合わせた67%の方が、熊野町は「住みやすい」と評価をされております。なお、地域別では西部で7割を超え、年代別では40歳代と70歳代で7割を超えております。

続いて、将来も熊野町に住み続けたいかどうか、定住意向を伺っております。最も多かったのが「住み続けたい」の49.6%、次いで「当分は住みたい」が24.1%でした。この二つを合わせた約7割の方が、引き続き熊野町への定住意向を持っておられます。地域別では、4地域とも定住意向の方が7割以上となっております。年代別では、40歳代が約8割と高く、住みたい理由は7割以上が「持ち家だから」という回答でございました。

続いて、4の「満足度」と「重要度」でございます。これは、これまで町が取り組んできた施策に対して満足しているか、そして、その施策は重要と思われるかを、36項目にわたって、それぞれ5段階評価で伺ったものでございます。

まず、満足度の高い施策は、「消防・救急救助体制の充実」、次いで「伝統文化の継承と振興」、「熊野筆のブランド戦略」となっております。一方、「やや不満である」と「不満である」の割合を合わせた不満度が高い施策は、「路線バスの利便性」が最も高く、「道路の整備」、「空き地・荒地対策」と続きます。

次に、「重要度」でございます。重要度が最も高いのは「消防・救急救助体制の充

実」で、「医療体制・医療サービスの充実」、「地震・風水害などの防災対策」と続きます。また、重要度が最も低いのが「農林業の振興」で、「男女共同参画社会の推進」、「観光の振興」と続きます。

この「満足度」と「重要度」でございますが、「重要度」が高いにもかかわらず「不満度」が高いものに薄く網かけを施したものがございます。「路線バスの利便性」、「道路の整備」、「医療体制・医療サービスの充実」、「防犯・交通安全対策」などですが、これらは「町の取り組みをさらに改善していく必要がある施策」と考えることができます。

次に、5の「今後、どのような点に力を入れていくべきか」を分野ごとに伺いました。

まず、(1)「保健・医療・福祉の分野」です。この分野の回答項目は17項目準備しておりましたが、その中で回答が多かったもの、上位三つを示しております。最も多かった回答は、「夜間・休日診療や救急医療体制の充実」で58.9%でした。続いて、「国民健康保険や後期高齢者医療の安定的な運営」、「高齢者や障害者の移動手段の確保」となっております。回答の傾向といたしまして、20歳から50歳代までは「夜間・休日診療や救急医療体制の充実」を多く回答され、60歳代以降の方が「国民健康保険や後期高齢者医療の安定的な運営」を多く挙げられております。

次に、(2)「教育・文化の分野」です。16項目準備した回答項目の中で、力を入れていくべき第1位は、「いじめ・不登校対策の充実」で55.4%となっております。続いて「教員の資質向上」、「子供の基礎学力の向上」となっております。年代別の回答状況では、この中にはございませんが、10歳代では「生涯スポーツの推進」、70歳以上では「道德教育の充実」が最も高くなっております。

次に、(3)「都市基盤や生活環境などの分野」です。回答項目13項目の中で最も多かったのは、「狭い道路の解消、歩道の整備など、安全に通行できる道路の整備」で73.8%、続いて「バス等移動交通手段の確保」、「交通安全・防犯対策の推進」となっております。この設問においては、上位二つが全ての年代、全ての地域で6割を超え、上位となっております。

次に、(4)「防災・減災の分野」です。回答項目9項目の中で最も多かったのは、「災害時における確実な情報伝達手段の確保・充実」で62.4%、続いて「排水路の整備やため池の改修・補強」、「緊急車両の通行や安全に避難できる道路の整備」となっております。

最後に、（５）「産業の振興」についてでございます。回答項目１０項目の中で最も力を入れるべきことは、「企業誘致の取り組みなど新たな産業の振興」で３８％となっております。続いて「地元商店の活性化」、「熊野筆のＰＲやブランド戦略の推進」となっております。

６、「熊野町の将来像」でございますが、熊野町が将来どんなまちであればよいか、熊野町の将来像を伺っております。回答項目は１５項目を用意し、複数回答を可能としたものでございますが、ここではその中から上位五つを挙げております。最も多かったのは、「道路や交通機関が整備された交通の利便のよいまち」、続いて「犯罪が少なく、災害や地震に強いまち」、「保健・医療・福祉が充実した健康長寿のまち」、「子供を育てる環境や教育環境が整ったまち」、「快適な生活環境が整ったまち」と続いております。

アンケート結果の概要については以上でございます。

なお、アンケートをはじめ、住民の方々からいただきました意見、提案は、次期総合計画を策定する上で参考にさせていただきます。

第６次熊野町総合計画の策定についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようです。それでは、第６次熊野町総合計画の策定については了承し、次の協議に移りたいと思います。

協議案件、熊野町防災・減災まちづくり条例案について、執行部から説明を受けたいと思います。宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 協議案件１番目、熊野町防災・減災まちづくり条例案につきまして、お手元の資料３により説明をさせていただきます。

まず、１「条例制定の背景、目的」でございますが、本町は、平成３０年７月豪雨により大きな被害を受け、尊い町民の命が失われました。この災害の経験から、自然災害から命を守るためには行政の防災力だけでは限界があり、行政、町民、事業者、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協働して防災・減災に取り組むことの重要性が強

く認識されました。また、近年の気候変動による大雨や台風の大型化などにより、毎年、全国各地で自然災害が発生しております。このような状況のもと、町全体で防災・減災に取り組むため、「自助」「共助」「公助」の役割を明確にし、協働で取り組む基本的な方向性を定めるため、「熊野町防災・減災まちづくり条例」を制定いたします。

次に、2「条例案の策定過程について」でございますが、防災・減災に関しては、町民や地域が担う役割が大きいため、条例素案の策定は、町内関係機関・団体に所属する委員で構成する「条例検討委員会」を設置し、計4回の会議において、多様な視点から検討いただきました。また、公募によるメンバーで構成する「防災・減災まちづくり会議」において、ワークショップなどを通じて出された意見についても検討委員会へ提出いたしております。

なお、条例素案について、広く町民の意見を伺うためパブリックコメントを実施いたしましたが、意見はございませんでした。

条例素案の検討に当たっては、三つの点について、条例の基本となる取り組みといたしました。

まず、1点目は「いのちを守るまちづくり」です。自らの身は自ら守るという「自助」、地域でともに支え合うという「共助」、町が町民の生命と財産を守る「公助」の取り組みと連携を強化すること。特に、高齢者や障害者、乳幼児など、災害時に支援を要する人を町全体で守る体制づくりを進めることです。

2点目は、「協働で取り組むまちづくり」です。自然災害への対応は、町の防災力だけでは限界がございます。一人一人が日ごろから災害への備えを行うとともに、地域での助け合いによって避難所運営や要配慮者への支援を行うなど、町と町民、地域の協働体制づくりを推進することです。

3点目は、「教訓の伝承」です。永続的に防災・減災の取り組みがなされるよう、災害の記録や教訓を後世へ伝承する取り組みでございます。

3の「条例案の概要」でございますが、本条例は前文及び7章、26条で構成されております。

内容としましては、まず、前文では防災・減災まちづくり条例制定の背景及び実現を目指す町の姿を述べております。平成30年7月豪雨災害の経験から、「自助」「共助」「公助」が協働して防災・減災に取り組むことが必要であること。そして、その

取り組みにより「災害に強いまちづくり」を実現するためこの条例を制定する、といったしております。

第1章は「総則」として、条例の目的、定義、基本理念を規定しております。

第1条の「目的」ですが、この条例は、町民、事業者、自主防災組織、避難支援等関係者及び町の責務や役割、連携のあり方を明確にし、防災・減災に関する基本的事項を定めることにより、それぞれが自らの役割を認識した上で、主体的に取り組む機運を醸成するとともに、協働して災害に強いまちづくりを実現することを目的といたしております。

第2条は、この条例に用いる用語の定義を定めております。

第3条は、防災・減災のまちづくりの基本理念を定めております。「自助」、「共助」、「公助」、「協働」の理念に基づき、町全体で協働して取り組むことを基本理念といたします。

第2章は「自助」についての規定でございます。

第4条では、「町民の役割」として防災訓練への参加など、防災・減災に関する知識等の習得、生活物資等の備蓄、危険箇所や避難所の確認などの災害への備え、早期の避難の実践により安全を確保することを定めております。

第5条「事業者の役割」では、事業者は、避難訓練の実施等、災害への備えを行うこと、帰宅困難者の発生を抑制するための取り組みを行うことなどにより、従業員、利用者、来訪者の安全の確保に努めることを定めております。

第3章では「共助」について規定しております。

第6条は、「町民、事業者の役割」として、ふだんから地域コミュニティを大切にし、災害時に地域で助け合い、支え合う関係づくりに努めること、災害時の救護等への協力について定めております。

第7条では、「自主防災組織の役割」について定めております。地域防災における重要な役割を果たす「自主防災組織」は、防災訓練等の実施のほか、地域における防災・減災に関する情報の周知、災害時における避難誘導等に取り組むことを定めております。

第4章では「公助」について規定をしております。第8条から第14条までは、町が行うべき防災・減災に関する取り組みについて定めております。

第8条では「町の責務」として、防災・減災対策の推進、関係機関との連携、災害情

報の迅速かつ的確な伝達等を行うことを定めております。

第9条から第14条では、帰宅困難者への支援、防災訓練等の実施、消防団の組織及び機能の強化、物資、資器材の備蓄、公共施設の強靱化に取り組むことを定めております。

第15条では、防災教育の推進や、未就学児や児童・生徒の安全確保など、学校等の役割を定めております。

第16条では、町は防災・減災対策のために必要な財政措置を講ずることを定めております。

第17条では、この条例に基づく取り組みの実施状況について、毎年、議会へ報告するとともに、それを公表することを定めております。

第18条では、町職員の責務を定めております。

また、第19条では、議会の役割として、「熊野町議会における災害発生時の対応要領」に基づく対応など、町の災害対策本部と連携した取り組みをしていただくよう定めてございます。

第5章では、「協働」について規定しております。前文や基本理念にもございますが、防災・減災対策は、行政の防災力だけでは限界があります。「自助」「共助」「公助」の「協働」によって災害に強いまちづくりを推進していくことが重要です。自主防災組織、自治会、社会福祉協議会との「協働」の取り組みを定めるとともに、第23条では、災害発生時の対応、第24条では避難所の運営等について、町全体が協働して取り組むことを定めてございます。

第6章では、「要配慮者への支援」について規定しております。災害に強いまちづくりを推進するためには、高齢者や障害者、乳幼児など災害時に支援が必要な人を地域全体で守る体制づくりが必要です。

第25条では、「避難行動要支援者名簿の作成」など町が行う取り組みのほか、地域における避難行動要支援者への支援体制の整備等について定めております。

第7章、第26条では「伝承」について定めております。災害に関する記録や災害から得られた教訓を今後の防災・減災対策に生かすとともに、「防災の日」、「防災週間」をはじめとしたあらゆる機会において、伝承し、防災意識の醸成を図ることといたします。

最後に、4「施行期日」ですが、この条例は令和2年4月1日から施行することとし

ております。

この条例案につきましては、3月の定例会に議案を提出させていただくこととしております。

熊野町防災・減災まちづくり条例案についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 細かなことなのですが、語句の説明ですかね。第1章の総則の2条の（4）に帰宅困難者というのがありますよね。この帰宅困難者というのは、今度は第9条で、困難者に対して必要な情報の提供を行うものとなっておりますけども、帰宅困難者というのは、どういうんですか、町外に住んでおられて熊野にたまたまおられた方か、熊野に住んでおられた方が広島へ行って広島から帰れなくなってくる、帰れなくなっておられる方のことをいうのか。ちょっとその帰宅困難者のところが、ちょっとはつきり私読みながら、で、その方々に情報提供するとなっておりますけども、情報を、じゃあ熊野の方が広島から帰る途中で帰れなくなっとして、情報の提供はなかなか町としてはできませんよね。そこはどうなのかなというのがちょっと気になったんで。

もう1点は、今の語句のところで、避難支援等関係者となっとなすね。この語句に対して自治会、それから民生委員、児童委員となっておりますけども、組織であったり組織全体、だから自治会というたら自治会全員を言うのか、自治会全員というたら要するにこれはもう町民全部になりますよね。役員だけを指すのか、そこら辺のところをちょっと言葉が曖昧だなというようなことをちょっと思ったんで、質問させていただきました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 帰宅困難者というのは、私どものほうとしては両方を指すというふうに考えております。町内におられて帰宅ができなくなった方、また町外におられて熊野町のほうに帰宅ができなくなった方というのを指すと思います。町内におられ

て帰宅ができなかった方については、町内放送等で情報伝達はできると考えております。また、町外におられて熊野町に帰宅ができなくなった方というのは、今後整備いたします情報デジタルの中の登録制メールとか防災アプリ、こういったもので熊野町の状況というのを伝えていけばいいなというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 発言のときにはマスクをとってお願いします。

堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 避難支援等関係者について、自治会であったり、ほかに協議会であったりというふうな組織があるということなんですけども、避難支援をするに当たりまして、自治会であれば自治会の中で、ただ自治会長がとか役員さんがとかいうんじゃないくて、いろいろ自治会の方皆さんで、町民全員になるかとは思いますが、そういった形と、避難をとにかく支援していくために多くの方が携わってといたしますか、協力して行っていければと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思っております。ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえ今後検討していただくことを要望して、また3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただき、次の協議に移りたいと思っております。

しばらくお待ちください。

報告案件、令和元年度3月補正予算及び令和2年度当初予算について、執行部から説明を受けたいと思っております。内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） それでは、令和元年度3月補正予算（案）及び令和2年度当初予算（案）につきまして、その概要を資料4により御説明いたします。

まず、令和元年度3月補正予算（案）における予算編成の基本的な考え方でございますが、主な事業にも記載しておりますとおり、国の補正予算で補助金が措置された事業につきまして計上をしており、翌年度への繰越事業とすることで令和2年度当初予算と一体的に事業を進めてまいります。また、その他につきましても、予算整理による減額や、令和元年度中に完了しない事業について繰越明許費の追加を行っております。こうした考えをもとに補正予算を行った結果、一般会計は5億3,100万円の増により、本年度予算額は108億100万円となっております。

次に、主な増額事業について幾つか御説明をいたします。

災害予防及び応急対策事業では、東部地域防災センター（仮称でございます）整備事業において、第二小学校体育館及び東公民館にかわる東部地域の新たな防災拠点施設を整備してまいります。補正予算では施設整備工事費など5億3,500万円を計上しております。

また、防災空地整備事業では、平成30年7月豪雨により大きな被害が発生した大原ハイツ内に、犠牲者への追悼の場及び後世への伝承の場を整備してまいります。補正予算では主に用地購入費など4,000万円を計上しております。

避難路整備事業では、災害時に住民が確実に避難するための道路として町道三村岡隠田線などを整備してまいります。補正予算では、主に改良工事費や用地購入費など2,100万円を計上しております。

小・中学校大規模改造事業では、トイレ改修事業において、安心して学校生活を送るための環境整備に向けた小・中学校のトイレ洋式化などの改修を行ってまいります。補正予算では施設整備工事費など4億600万円を計上しております。

ネットワーク整備事業では、国のGIGAスクール構想を踏まえた熊野町立小・中学校の校内通信ネットワーク整備を行ってまいります。補正予算では施設整備工事費など1億5,100万円を計上しております。

ただいま説明した事業以外にも増額計上の事業があるほか、今年度の事業を清算した結果減額となる事業も多数あるため、結果的に5億3,100万円の増額となっております。

令和元年度3月補正予算（案）についての説明は以上でございます。

続きまして、令和2年度当初予算（案）につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、予算編成の基本的な考え方でございますが、令和2年度につきましては、本年度作成した熊野町災害復興計画を踏まえた各種取り組みに対する事業を最優先とし、町の復興に取り組んでまいります。

次に、総合計画等の推進につきましては、令和2年度に最終年度を迎えるため、総合計画のまちづくりの基本理念に沿った施策の再確認を行った上で、目指す将来像である「ひと まち 育む 筆の都 熊野」の達成に取り組むこととしております。このような事業を実施するための財源でございますが、豪雨災害に係る復旧復興事業への取り組み等により、今後も町債残高の増加及び基金残高の減少が見込まれることから、既存事業の見直しや事業の抑制に一層取り組むことで、財政運営の健全性を維持するよう努めることとしております。

こうした考えのもとに予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は93億5,600万円となり、本年度当初予算額97億4,800万円に対し、4.0%の減となっております。

続きまして、一般会計の歳入歳出予算の概要を、当初予算比較により御説明いたします。

まず、歳入のうち町税では、個人町民税、固定資産税等の増が見込まれるため、1.0%増の23億8,800万円、地方交付税では、普通交付税で、地域社会再生事業費の新規計上による増を見込み1.1%増の21億8,400万円、国庫支出金では、子どものための教育・保育給付費国庫負担金が増である一方、災害復旧における負担金や補助金等の減により、19.1%減の16億2,200万円、県支出金では、子どものための教育・保育給付費県費負担金の増などにより、6.4%増の7億300万円、町債では、災害復旧事業債や臨時財政対策債の減などにより、7.2%減の8億6,300万円を予定しております。

次に、歳出です。

まず、総務費は、3.4%増の10億9,300万円で、役場庁舎の大規模修繕や、国勢調査事業に係る経費の増などによります。

民生費は、3.8%増の36億8,000万円で、障害者総合支援事業や保育所運営事業の増、プレミアム付商品券事業の事業終了による減などによります。

土木費は、8.9%増の9億5,900万円で、橋梁維持修繕事業やコーポラス熊野の

外壁改修工事による増、筆の里工房周辺整備事業の減などによります。

消防費は、16.0%増の6億9,500万円で、町道三村岡隠田線などの避難路整備事業の増などによります。

教育費は、2.1%減の9億5,000万円で、昨年度計上した町民会館のエレベーター工事や町民グラウンド改修工事の減などによります

災害復旧費は、67.0%減の3億5,000万円で、道路等の公共土木施設や農地・農業用施設等の復旧経費の減によるものです。

次に、主な事業を部門ごとに御説明いたします。表に記載のとおりですが、幾つか主なものを御説明させていただきます。

まず、総務部です。東部地域防災センター、仮称でございますが、建設事業につきまして補正予算で説明したとおりでございますが、当初予算では2,800万円を計上し、施設内の備品等を整備することで、開設に向けた準備を進めてまいります。防災空地整備事業におきましても補正予算で説明したとおりでございますが、当初予算では施設整備のための工事費3,500万円を計上しております。

次に、民生部です。母子保健事業では、妊娠から出産子育ての時期において、切れ目なくワンストップで対応する「くまの版ネウボラ」を構築するための経費として2,600万円を計上しております。くまの・こども夢プラザ管理運営事業では、ただいま説明いたしました「くまの版ネウボラ」の相談支援拠点として、保健師等の専門職を配置し、子育て家庭が安心して子供を育てることができるよう体制を強化してまいります。事業費としては1,500万円を計上しております。

次に、建設部です。筆の里工房周辺整備事業では、引き続き公園整備を推進し、地域活力の向上を目指してまいります。事業費は施設整備工事費など8,900万円を計上しております。避難路整備事業につきましては、当初予算において、町道三村岡隠田線の改良工事費などを計上しております。また、その他の路線についても調査測量等の経費を計上しており、事業全体で9,400万円を計上しております。

次に、教育部です。小学校大規模改造事業では、地震等により倒壊の危険性がある第三小学校の擁壁の改修のための費用1,000万円を計上し、安全・安心な教育環境を整備してまいります。小中学校大規模改造事業では、水銀に関する水俣条約の発効に伴い、小学校4校及び熊野中学校において、学校体育館の照明をLEDにするための改修を行ってまいります。事業費は1,800万円を計上しております。また、社会体

育施設管理事業におきましても、町民体育館アリーナの照明をLEDにするための改修を行ってまいります。事業費は1,800万円を計上しております。

令和2年度当初予算（案）の編成状況は、以上のとおりです。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、令和元年度3月補正予算及び令和2年度当初予算については、執行部から現時点における編成状況の説明が終わりましたが、本件に関しましては、3月の定例会において改めて執行部に対して詳細な説明を求めることとし、次の協議に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。

再開は10時50分とします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時51分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

協議案件、国民健康保険税について、執行部から説明を受けたいと思います。

時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） それでは、国民健康保険税につきまして、お手元の資料5により御説明をさせていただきます。

国民健康保険税につきましては、これまで令和5年度までの毎年増額する旨、御説明をさせていただいておりましたが、令和2年度国民健康保険税につきましては、来年度の国保税収入見込み額、県提示保険料必要額、また、令和5年度に予定されている県提示の準統一保険料を鑑み、保険税率を据え置きさせていただきたいと考えております。

まず、資料1でございますが、県から提示がありました来年度の保険料必要額が表左の4億6,763万6,539円で、それに対します保険税収入見込み額が、その隣になります4億8,312万6,029円でございます。差し引き1,548万9,490円となり、税率を改正しなくても必要額を超過いたします。

また、2でございますが、令和5年度予定の県全体での準統一保険料率が減少傾向に

ございまして、昨年度まで計画しておりました毎年の保険料率の増加を緩めることが可能となっていると考えております。

表の左から昨年の保険税率、その隣が今回県から示されました令和2年度の保険税率、その差を最後の欄に示しております。これをグラフにしたものが1枚めくっていただいたA3の資料になります。この表のうち、破線で示しておりますのが以前の目標、平成31年度の提示税率及び税額であり、実線で示しておりますのが今回の目標、令和2年度の提示のものです。医療分、支援金分、介護分、それぞれ所得割、均等割、平等割がございしますが、一部を除きまして、3分野とも実線であります今回の提示で換算したものが下がっていることから、税率改正を行わなくとも県提示の令和5年度予定の準統一保険料率に到達することができると考えております。

以上2点の理由により、保険税率を据え置くことと考えております。

なお、国民健康保険税の税率据え置きにつきましては、令和2年2月13日付で、「熊野町の国民健康保険の運営に関する協議会」に対し諮問し、本協議会からは、税率据え置きを認めるという答申を受けておりますことを報告させていただきます。

以上で国民健康保険税についての説明を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思えます。

ただいまの説明を了とし、本件については引き続き国保の財政主体である県の動向を注視しながら情報収集に努め、適正な税率を定めるように努めることを要望してまとめとしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただき、次の協議に移りたいと思えます。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前10時56分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件、熊野町子ども・子育て支援事業計画について、執行部から説明を受けたいと思います。時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） 第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画につきまして、お手元の資料6により説明をさせていただきます。

まず、1ページ左側をごらんください。

1の「計画の概要」でございますが、本町においては、平成27年3月に熊野町子ども・子育て支援計画を策定し、これまで子ども・子育て支援に係るさまざまな取り組みを推進してまいりました。令和元年度に計画期間の満了に伴い、近年の少子化の現状や子育て世代の状況・ニーズなどを踏まえ、子供の健やかな育成と、子育てを支援する仕組みのさらなる充実を図り総合的に推進していくため、第2期熊野町子ども・子育て支援計画を策定いたします。

2の「計画の性格・位置づけ」でございますが、本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、全ての子供と子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく熊野町次世代育成支援行動計画の内容も踏まえ、本計画として一体的に推進していくものでございます。また、子供の貧困対策推進計画についても、法的根拠となる「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の令和元年6月の改正により市町村において策定が努力義務とされたことから、あわせて本計画と一体的に策定いたします。

次に、3の「本計画の期間」でございますが、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間といたします。

4の「計画の基本理念」では、現在の計画を踏襲し、「安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子どもを育む熊野町」とし、本町が、安心して子育てを営むことができ、子供が主体的に伸び伸びと成長するまち、そして、子供たちの成長を町民みんなで支援するまちになることを引き続き目指してまいります。

5の「本町の子供を取り巻く現況」でございますが、本町の人口は、近年減少を続けており、平成31年3月31日時点では2万4,066人となっております。年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が

減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、全国的な動向と同じく、少子高齢化が着実に進んでいます。年少人口と生産年齢人口が減少傾向にあり、全国的な動向と同じく、今後も少子高齢化が進行することが見込まれます。また、出生者数も年々減少していることから、令和2年度以降の将来児童数は、今後も減少していくものと予測されます。

また、世帯数は増加傾向にあります。平均世帯人員を見ると、引き続き減少傾向にあります。ニーズ調査においても日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる世帯が減少していることから、核家族化の進展とともに、日常的に子供を見てもらえる環境にある子育て家庭が減っており、地域による支援の充実が必要な状況でございます。

右のページをごらんください。

6の「施策の体系」でございますが、先ほど説明しました基本理念をもとに、「安心・安全」、「支え合い」、「のびのび」の三つのキーワードをもとに前回の計画で設置した施策を引き続き推進してまいります。

資料2枚目をごらんください。

主な取り組みといたしまして、キーワード①「安心・安全」では、「親になることへの不安」、「子供の健やかな成長への不安」、「危険箇所や犯罪に対する不安」など、子育てを取り巻くさまざまな不安を「安心・安全」に変えていく取り組みを進めてまいります。くまの版ネウボラを構築し、妊娠期から出産、子育て期において切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができるように体制を整備します。また、乳幼児等医療費公費負担金について、対象年齢拡大の検討、障害のある子供の健やかな発達を支援する総合的な取り組みや、関係機関・団体、地域との連携により地域全体で子供を見守る体制づくりの推進など、子供が安心して生活できる環境づくりを推進していきます。

キーワード②「支え合い」では、「子育ての仲間が欲しい」、「子育ての悩みを相談したい」、「仕事と子育ての両立が難しい」など、社会背景が複雑になるにつれてますます多様化する子育て支援ニーズに対し、地域・行政・民間企業が支え合いながら子育てをサポートしていける仕組みづくりを進めてまいります。安心して預けることのできる教育・保育の受け入れ体制の充実に努め、保護者の多様な就労形態に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。

また、くまの・こども夢プラザにおける子育て支援センターの機能強化として、くま

の版ネウボラの相談支援拠点として保健師等の専門職を配置し、子育て家庭が安心して子供を育てることができるよう体制を強化します。

本計画と一体的に策定いたしました子供の貧困対策の推進は、全ての子供が生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて希望が持てるよう支援の充実を図ってまいります。

キーワード③の「のびのび」では、子供にとっての遊び場、体験の場、学校生活など、子供が豊かな心を育む場の充実に努めるとともに、全ての子供が一人一人の人間として尊重される社会づくりを進めてまいります。地域の方々と交流しながら、関係機関との連携・協働により、地域イベントなど各種体験活動の機会を促進します。また、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等の連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

7の「事業量の見込みと確保方策」については、子供の保護者が必要とする支援を受けられるよう、「教育・保育施設」や「地域子ども・子育て支援事業」を整備し、計画期間中における事業量の見込みと、目標として確保する供給量を示します。本町では、町全域を一つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえながら、各事業を実施してまいります。

最後に、8の「計画の推進」でございます。本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくために、計画策定担当課が中心となり、年度ごとに施策や事業の実施状況を把握し、関係各課が連携して施策に取り組む体制をつくるとともに、町民や関係団体等で構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、事業の評価や課題整理を行いながら、計画の進捗管理を行ってまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ネウボラ事業なんですけれども、施設整備費に関して県からの補助金があるとのことなんです、事業全体でどのぐらいの割合があるのかということと、あとくまの・こども夢プラザに保健師を配置していただけるということなんです、母

子手帳の配布についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） くまの・こども夢プラザへの保健師の配置ということにつきましては、来年度、そういう方向で検討しておりますので、当然保健師を配置するということで、母子手帳の交付というものも同時に実施していきたいと考えております。

施設整備費の補助金、これも来年度予算のほうで活用するように計画し盛り込んでおりまして、保健師の配置であるとか、あとは夢プラザがそういう拠点であるということ、拠点とするための準備費用のほうを計上しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 済みません、事業全体のどのぐらいの割合で補助金がついてるのかというのを伺いたんですけれど。別にいいですよ、後でも。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 後からでも構いませんよ。佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 県のネウボラ事業としての補助率ということでは10分の10の補助をいただくことになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） いいですか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 済みません、切れ目のない支援の充実というところで、「妊娠期から出産期、子育て期において切れ目なく支援し」というふうにここでうたわれておりますが、たしか新潟県の三条市ですか、あそこは18歳までを切れ目のない年齢ということで支援しとるようなんですが、熊野については子育て期というのは中学生までとい

うことですかね、15歳か16歳か。その対象年齢というのはどれぐらいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 妊娠期から子育て期ということで、子育て期については中学校卒業までを想定しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 例えば、今後18歳まで対象年齢を上げるとかということは考えてはないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） 子育て期の支援ということで、今は先ほど言いましたとおりでございます。今後、18歳まで上げるかというのは今のところ検討はしておりませんが、ただ、支援が必要な方につきましては、例えば学校との協力であるとか、保健事業としていろんな形で保健師等がかかわることが必要な場合につきましては、それは十分引き続きかかわっていくようになるというふうに思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 2枚目の中段にある児童虐待防止対策のところなんですが、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点を配置というのがあります。これは具体的にはどういう内容ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 子ども家庭総合支援拠点ですね、児童福祉法のほうで

定められておりますが、要件としましては、そういった虐待等の相談を受ける相談員、専門職ですね、これを2名、熊野町の規模でいきますと2名配置するということと、あとそれに伴って、例えば子供を一時的に預かるような事業ですね、そういったものも一緒に考えていく必要があると思いますが、そういう要件がありますので、それをこの計画に盛り込んで、それを目指して準備をしていくということを考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） これ配置の場所というか、位置的なところは、子育て支援課ということになるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 現時点でいえば子育て・健康推進課ですが、来年度以降であれば、機構改革に伴って子育て支援課のほうがそういう拠点を配置する部門になると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございました。

次なんです、7番の事業量の見込みと確保方策ということですが、新年度から初神保育所が認定こども園に変わるというふうになんて耳に入ったんですが、それに伴って、現在保育定員が450人ということなんです、保育定員の変更等はあるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 保育定員ですね。来年度からは認定こども園等が整備

されるということで489の定員になるということです。定員のほうはそういうこと
です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございせんか。水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ちょっと気になったところで、キーワード1の安心・安全の中で、子育てに喜びが持てる家庭づくりの中で、親の子育て力の向上という文句が出ておるんですが、この子育て力の向上というのは漠然としてるんですが、一体どういうふうなことをして向上させるのかというのをちょっと教えてもらいたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 子育て力の向上という面で、そうですね、具体的にはちょっと示してないんですが、例えばこども夢プラザにおける、そこで妊婦さんなり、幼児を育てていらっしゃるお母さん方とか、そういった方を対象に、子育てを楽しんでいただくというような、そういう講座、そういったものを充実させるであるとか、あとは保健師等がそういう子育てをするに当たっての子育てに役立つような情報、そういったものをお母さん方、お父さん方、そういった方に伝えていくというようなことで、子供を育てていく力を養うというようなことを考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

結局は夢プラザに来たり、何かのイベントに来たりする人だけを対象の向上と考えてよろしいでしょうか。どっちかという虐待なんかする親というのは、そういうイベントやら、夢プラザに来られない人が多くおられると思うんですが、そういう人たちのための子育て力の向上というのは考えてないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） そういったリスクがある方、そういう方については妊婦さんのころから、早い段階から保健師のほうが常に面談等を重ねてかかわりながら、子供を育てていくのにそういう不安とか、そういったものを抱えていらっしゃる方の不安解消等を図りながら、切れ目ない支援の中で保健師のかかわる回数というのをふやしていくように、来年度以降、そういうふうな体制をとることも考えておりますので。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、ないようですので、ただいまの熊野町子ども・子育て支援事業計画については、第2期の事業計画についての説明を受けました。子育てのしやすいまちになるよう、計画に基づき事業の充実を図ることを要望し、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、いのち支える熊野町自殺対策計画について、執行部から説明を受けたいと思います。時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） それでは、いのち支える熊野町自殺対策計画につきまして、お手元の資料7により説明をさせていただきます。

まず、資料の左側をごらんください。

1の「計画の概要」でございますが、本町における自殺対策の現状と課題を明らかにするとともに、自殺対策を関係施策との有機的な連携により総合的かつ効果的に推進するため、「いのち支える熊野町自殺対策計画」を策定いたします。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会要因があることが知られております。我が国の自殺者数は、近年は減少傾向にありますが、平成10年に大幅に増加して3万人を超え、その後も高い水準で推移してまいりました。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、生きることの包括

支援として自殺対策をより一層推進することとしています。

次に、2の「計画の性格・位置づけ」でございますが、本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画であり、国の基本方針・計画である「自殺総合対策大綱」、広島県の計画である「いのち支える広島プラン（第2次「広島県自殺対策推進計画」）」を踏まえ策定するものでございます。また、本町のまちづくりの基本となる熊野町第5次総合計画に即すとともに、福祉保健部門の計画との調整・整合を図り具体化を目指すものです。

次に、3の「本計画の期間」でございますが、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間といたします。

なお、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」が見直された場合など、自殺対策をめぐる状況や社会情勢の変化などに伴い見直しが必要となった場合には、必要に応じて計画を改定することといたします。

4の「自殺の状況」ですが、地域自殺実態プロフィールにおける平成25年から29年の5年間における本町の自殺者数は、男性15人、女性2人の17人となっています。

自殺者の主な特徴は、60歳以上の男性が最も多く、次いで20歳から39歳の男性となっています。同居人の有無別では、同居人ありが多く、未遂者では、未遂歴ありが35.3%、未遂歴なしが41.2%と、未遂歴ありの方が国や県の平均と比べると高い傾向にあります。職業別では、無職者が最も多く、その多くは年金等の受給者で、失業者はいません。また、動機としては健康問題が最も多く、次いで家庭問題、勤務問題となっています。

5の「自殺対策の基本方針」ですが、国の策定する「自殺総合対策大綱」を踏まえ、次の自殺対策施策・事業に関する基本方針を設定しました。

まず、一つ目は「生きることの包括的な支援としての推進」でございます。自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開に努めます。また、生きることの阻害要因を減らす取り組みに加え、生きることの促進要因をふやす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させるよう、生きることの包括的な支援を検討していきます。

二つ目は、「関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取り組み」でございます。自殺を防ぐには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要であり、それを実施するため、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携できるよう努めてまいります。また、自殺の要因となり得る生活困窮や児童虐待等、関連分野における同様の取り組みについて、連携の効果を高めるよう努めます。

三つ目は、「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」でございます。自殺対策は、対人支援レベル、地域連携レベル、社会制度のレベルの三つのレベルを有機的に連動させて総合的に推進するとともに、事前対応、自殺発生の危機対応、事後対応の段階ごとの効果的な施策を講じることができるよう努めます。また、問題の整理や対処ができるよう、つらいときなどには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）、孤立を防ぐための居場所づくりなど、事前対応のさらに前段階での取り組みを検討します。

四つ目は、「啓発を中心とした取り組みの推進」でございます。自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機であるため、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるよう普及啓発に努めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進します。

五つ目は、「国、地方公共団体、関係団体との連携・協働の推進」でございます。自殺対策が最大限その効果を発揮して、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、住民一人一人の身近な行政主体として、国・県と連携して、地域における各主体の密接な連携・協働に努めながら、自殺対策に取り組みます。

右のページをごらんください。

6の「自殺対策の取り組み」でございますが、自殺の状況や自殺対策にかかわる本町の実情及び自殺対策の基本方針を踏まえ、自殺対策の取り組みの柱となる施策を設定いたしました。地域自殺対策計画策定に当たっては、全国的に実施されることが望ましい基本施策と、本町において優先的な課題となる重点施策として区分しております。二つを組み合わせ、本町の自殺実態に対応した自殺対策計画とし、生きることの包括的な支援として実施いたします。行政や医療等の専門家だけでなく、住民一人一人の意識や気づき、地域におけるさまざまな活動、そして住民、地域活動団体、医療機関、行政などの連携・協働の取り組みが自殺対策の基盤となります。

まず、基本施策の一つ目は、民間団体を含む関係者及び、特定の問題に対する連携による地域におけるネットワークの強化でございます。

二つ目は、さまざまな職種、住民、学校教育、社会教育にかかわる人への研修や、寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成及び町職員に対する自殺対策研修の実施による自殺対策を支える人材の育成でございます。

三つ目は、リーフレットの作成と配布や、住民向けの講演会・イベント等の開催による住民への啓発と周知で、四つ目は、居場所づくり、自殺未遂者及び残された人への生きることの促進要因への支援でございます。

五つ目は、相談窓口を設置し、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育でございます。

次に、重点施策でございますが、地域自殺実態ファイルにおいて、本町に推奨される対策として示されたもののうち、割合の高い高齢者、生活困窮者に対する対策を掲げております。また、震災等被災地対策については、平成30年7月西日本豪雨災害後の自殺予防対策として重点的に取り組む課題として実施します。

重点施策の高齢者対策として、包括的な支援のための連携の推進、地域における要介護者及び高齢者の健康不安に対する支援、社会参加の強化と孤独・孤立の予防に取り組めます。

生活困窮者対策としては、相談支援、人材育成の推進、居場所づくりや生活支援の充実及び、生活困窮者自立支援制度を活用した自殺対策の推進に取り組めます。

震災等被災地対策につきましては、大規模災害被災者に対する支援の推進、アルコール依存症等に対する支援の充実及び、被災地域でのアウトリーチの強化、多職種・他部門の連携による寄り添い支援に取り組むこととしております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ただいま、いのち支える熊野町自殺対策計画について説明を受けました。生きることの包括的支援になるよう計画に基づき事業の充実を図ることを要望し、次の報告に移りたいと思います。

暫時休憩します。しばらくお待ちください。

(休憩 午前 11 時 23 分)

(再開 午前 11 時 24 分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件、上水道事業の広域連携について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） それでは、報告案件 8、上水道事業の広域連携について御報告いたします。

資料といたしましては、A3判 1 枚ものの資料 8-①「上水道事業の広域連携について」、また、広島県企業局が作成した A3判 3 枚つづりの資料 8-②「広島県における水道広域連携の進め方について（概要版）」を参考資料としてお手元にお配りしておりますので、御参考にしてください。

それでは、A3判の資料 8-①「上水道事業の広域連携について」に沿って御説明いたします。

まず、項目番号 1「概要」でございます。一昨年、平成 30 年 4 月より、広島県と府中町、坂町を除く県内 21 市町の水道事業体で構成する広島県水道広域連携協議会で協議されてきた内容を踏まえた上で、本年 1 月に、広島県は整理案として「広島県における水道広域連携の進め方について」を公表し、広島県として目指すべき広域連携の方向性等の考え方がまとめられました。

項目番号 2、この県整理案の主な内容ですが、まず（1）「広島県が目指すべき広域連携の枠組み」は、統合による連携である企業団方式が適当としています。その主な理由といたしましては、①経営組織の一元化により最も効率的な事業運営が可能となること。②国庫交付金など広域連携による有利な財源が活用できること。③市町が水道経営に一定の関与ができることなどが挙げられております。

次に、（2）「広域連携の実施に向けたプロセス」でございますが、企業団を受け皿とする県全域を範囲とした統合に向けて、2 段階の行程による実施プロセスで取り組むことが適当とされています。

まず、ステップ 1 として、市町と県を構成団体とする企業団を設立し、各水道事業の

経営組織を一元化いたします。しかしながら、各水道事業の間で経営状況に格差があることを踏まえ、事業間で経営資源が流用されないことがないよう、当分の間は会計は各事業ごとに区分経理し、水道料金で費用が賄えない水道事業体は、当該事業体が負担することとしております。また、水道料金については現行の市町・県別料金を維持した上で、10年間交付される国庫交付金の活用により施設の最適化に取り組み、各事業間の格差を縮小することとしております。

続いて、ステップ2として、各事業体の経営状況の格差の解消について定期的に検証を行い、その検証結果に基づいて、企業団の構成団体である県と市町で協議の上、企業団が経営する各水道事業を一つの事業に統合し、最適な水道システムを構築することとしております。また、国庫交付金の活用による施設の最適化が終了する10年後を目途に、広域連携の取り組み実績と将来の経営見通しを検証した上で、会計の一本化と料金の統一が検討されることとなっております。

次に、(3)「広域連携の具体的取り組み」といたしまして、まず「施設の最適化」でございます。河川流域等により県内を「太田川エリア」「小瀬川・八幡川エリア」「沼田川エリア」「江の川エリア」「芦田川エリア」の五つのエリアに区分し、将来の必要水量を見据えて施設の再編整備を図ることとしております。

なお、再編整備に伴い一時的に増加する事業量や事業費用に対しては、県が体制面や財政面で対策を検討することとしております。

次に、「危機管理対策」についてでございます。被災時に影響の大きい施設や基幹管路を対象に、施設の再編整備と合わせて、地域特性や費用対効果を考慮しながら耐震化等の対策を実施することとしております。

続いて、「組織・管理体制の最適化」についてでございますが、総務・財務・企画などの業務は企業団本部に一元化し、運転監視・保全拠点・窓口業務等については現地機関として残し、業務の効率化を図りながら段階的に集約することとしております。

次に、(4)「広域連携による効果」でございます。これは、あくまでもプロセスのステップ1の状態での試算となりますが、県の試算では、県全体で約1,708億円の概算効果額が見込まれております。また、水道料金については単独経営でも広域連携でも料金の上昇は避けられない見込みですが、単独経営と比較した場合、令和43年度時点では料金の上昇幅を県平均で約26%抑制できるものと試算されております。

次に、（５）「下水道事業の取り扱い」についてでございますが、市町ごとに組織や運営状況が異なり、下水道事業の取り扱いを一律に定めることは困難なため、個別に市町の実情に応じて対応することとしております。なお、上下水道組織が統合されている市町について、引き続き市町で下水道事業を実施する場合は、上水道と下水道の組織を分離させる必要が生じることになります。

次に、（６）「主なスケジュール」ですが、今回の県整理案である「広島県における水道広域連携の進め方について」の中で、広域連携に向けた今後のロードマップが示されました。

まず、令和２年度ですが、６月に広島県により広域連携方針が策定され、令和３年１月に基本協定案が策定される予定でございます。市町はこの連携方針や基本協定案の内容をもとに、令和３年３月までに広域連携参画の賛同の可否判断を行うこととなっております。なお、各市町の実情に応じて令和３年度以降の企業団への参画も可能であると伺っております。

これに続いて、令和３年４月に広域連携へ賛同の市町は基本協定を締結し、令和４年１１月の企業団設立に向けての準備を進めていくこととなります。なお、企業団としての事業開始は令和５年４月からの予定となっております。

項目番号３「熊野町水道事業の将来見通しと課題」についてでございますが、これまで本町の水道事業は継続的に健全な経営を保っております。しかしながら、将来的には他の多くの市町同様、人口減少に伴う給水収益の減少は避けられず、また、施設の老朽化による維持管理費や更新費用は増加していくため、経営状況は徐々に厳しさを増していくものと予想されます。これに加え、全国的に技術系職員が不足している昨今、熊野町においても同様の傾向にあり、このような状況が続くと専門的知識と技術力が必要な水道施設の維持管理や改築更新、並びに災害時の復旧体制の構築に支障を来すことが予測されます。

次に、項目番号４「統合により期待される熊野町の効果等」でございますが、あくまでも広島県により試算されたもので、プロセスのステップ１の状態が４０年間続いた場合の予測数値でございます。

まず、（１）４０年間の効果額ですが、本町は施設や維持管理の最適化に伴うコスト縮減額が約１４億円、国庫交付金収入による建設改良費の負担減が約３億円の、合計で約１７億円となっております。

次に、(2)「水道料金の値上げの抑制」につきましては、町単独経営の場合と比較して、10年後では1立方メートル当たり26.1円、40年後では同じく35.5円の料金値上げの抑制が可能とされております。

次に、(3)「危機管理体制の強化」では、企業団で確保する給水車・復旧資機材の活用、広域的な職員確保による復旧体制の強化や、職員の技術・知識の共有によるさまざまな工事の円滑な執行、並びに技術継承が可能となっております。

次に、(4)「施設の最適化」の中では、現在休止中の呉地浄水場の水源を予備水源として確保し、非常時に運搬・移動して使用できる企業団所有の可搬式浄水処理装置の水源として活用することを見込んでおります。

最後に、項目番号5「統合後に予想される主な懸案事項」を3点列挙をしております。

まず1点目として、企業団として広範囲な地域での水道事業が展開されるため、単独経営と比較して、地元要望等に対して迅速かつ柔軟な対応が難しくなると思われま

次に、2点目、将来的には経営の効率化を図るため段階的に現地機関を集約化するものとしており、保全拠点・窓口業務拠点が減少する影響を受ける可能性がございます。

3点目として、統合に賛同する市町の数や事業規模等により、料金統一や統合の効果に影響が生じることが予想されます。

以上のことを踏まえた上で、令和2年度も引き続き広島県水道広域連携協議会での協議を重ね、賛同の可否について慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

上水道事業の広域連携についての報告は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番(尺田) 上水道事業の広域連携によって高いと言われておる水道料金が下がるといのは大歓迎なんですけども、改正水道法によって外資を含む民間企業が上水道事業に参入できるようになりました。今回の国なり県が進めておるこの広域連携なんですけども、それを円滑に進めるための準備としてこういったものを進めよんかなというふうに思うんですけども、どのように考えてますか。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 沖田建設部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部長（沖田） まず、民間の参入等についてでございますが、これについては先ほど報告申し上げました協議会の中でもいろいろ意見が出ております。それで、当面というか、この企業団方式といいますか、広域連携を図る上では民間を参入させる思いはないということでございます。あくまでも最終的に我々の口に入るものですから、その辺につきましては県の企業局のほうも慎重に考えておられるというところでございます。

それと、改正水道法についてでございますけれども、やはり委員さんおっしゃられるように、改革を進めるための広域連携ということは否めないと思います。また、各市町においても人口減少等におきまして徐々に経営が厳しくなっておるという状況がある中で、やっぱりこれは広域連携というものは時代の流れからしてやむを得ないものかなと思っておるところです。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（尺田） ちょっと大きい話なんで、町のほうに聞くのもどうなのかなというふうにはちょっと思ったんですけども、例えば将来的に万が一民間企業がそれに参入するということがある程度見込みができたときに、例えばこういった広域連携から抜けるというのは可能なことなんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部長（沖田） 実際、広域連携に賛同して今の現在の考えでは企業団方式ということでございますが、今現在の協議の中では、ちょっと時間をずらして賛同して参加するという事は可能にしようということは決まっておりますけれども、その途中から抜けるというところまでは、まだ話し合ったことはございません。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○ 5 番（尺田） 世界的にこの上水道事業、民間企業が参入して失敗したというのはたくさんあります。命を預かる、命を民間企業に預けるというのもどうなんかなどというふうに思っておりますし、世界的には水道料金が高騰したり、水質が悪化したりということで、もうどうしようもなくなったという話もよく聞いておるんで、いろんな角度から見て、今後いろいろ協議していただけたらと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○ 3 番（光本） 具体的なことを聞きます。二つ目の県整理案の主な内容の（1）の③、これ企業団方式が適当という理由の三つ目なんですが、市町が水道経営に一定の関与ができること。これは具体的にはどういう関与ですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 寺垣内上下水道課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○上下水道課長（寺垣内） まだ協議会の中で具体的なことはうたわれてはいないんですが、他の先進事例等を見ますと、企業団には議会というものが設立されて、その議会には例えば町議会議員の方から各自治体から 1 名、2 名、人口に応じて選出されるという事例があって、そういうところで意思表示等ができるかと伺っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） ほかがございますか。荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○ 1 2 番（荒瀧） 熊野としてもぜひ自分の頭で考えてほしいと思うんですが、例で申しますと、被服支廠の話がありますね。一気に変わりましたね、においが。今、県のあのグループはマネーマネーマネーですよ。応援される党があらわれて一遍に変わりました。この件についても、まだまだ視点が貧しい。マネーマネーマネーだけですよ、これ。言えるチャンスがどれだけあるか知りませんよ、熊野の立場からしてね。で、災害が発生しました。公明党さんなんかはコンパクトシティを考えていらっしゃる

す。まちの斜面のほうは危ないですよ、みんな。町長らは20度でも言われたらびびっとりましたがね、あの国の委員会で。そりゃ20度でも滑るところは滑りますよ。30度を超えても滑らんところは出ますよ。そういう意味では真ん中に集まっていて、水道下水道をコンパクトに、維持管理しやすいという発想を40年のスタンスならできるんよ。そういう長期的な経営マネジメントがある視点もできればチャンスとして言っていたきたいと。日本のものは日本で守ると。水の豊富な山紫水明な国でございますので、ぜひそのあたりチャンスがあれば。水道だけを捉えずに、災害も含めて、まちづくりも含めて。あいた土地は農業の、高付加価値の作物が要りますけども、そこらも踏まえて大改革が40年の中にはしなくちゃいけません。人口も減ってまいります。アメリカなんかは1億人ふえますよ。3億5,000万になります。日本は減るばかりです。中国も3億減るというデータになっておりますね。だから、世界は100億の人口をどう分配していくかというマスゲームに入っておりますから、日本も維持していくためには大きな視点を、40年ですからビジョンを持たにゃいけんと思います。ぜひ発言のチャンスがあれば言ってみてください。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部長（沖田） 貴重な御意見、ありがとうございます。これからの協議会の中で、そういった今いただいた意見を生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ただいま上水道事業の広域連携について説明を受けました。今後も広島県水道広域連携協議会に引き続き参加し、熊野町において、将来的に安全安心な水道水が供給できるよう協議検討することを要望し、次の報告に移りたいと思います。

暫時休憩します。入れかえがございます。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午前11時47分）

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、協議を続けたいと思います。



報告案件、町立小・中学校トイレ改修事業について、執行部から説明を受けたいと思います。横山教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（横山） それでは、教育委員会から、町立小・中学校トイレ改修事業について御説明させていただきます。

資料9のほうをごらんになってください。

初めに、1「工事概要」でございます。この工事は、子供たちが快適な学校生活を送るための環境整備及び、非常時には避難所として多くの方が使用することにもなる学校体育館トイレの洋式化改修工事を、国の交付金を活用し、令和元年度事業として実施しようとするものです。

次に、2の「工事対象建物について」でございます。今後5年以内に長寿命化改良工事、これはこれまで大規模改造工事と言っていたものでございますが、この工事を実施する予定としております校舎につきましては、国の採択基準の関係から、このたびのトイレ改修工事はこれに該当する校舎を除いた建物としております。今後5年以内に長寿命化改良工事を予定している校舎は、熊野第三小学校の南校舎、熊野中学校の西校舎、熊野東中学校の北校舎で、これを除く全ての校舎、22カ所121基及び各学校の体育館6カ所31基のトイレ改修工事を実施する予定でございます。

次に、3「工事内容」でございますが、まず、現在の和式便器を洋式に改修します。検討段階では、和式便器をわずかでも残すということも考えましたが、既に洋式化が行われた他市町の状況を伺いますと、和式便器は菌の飛散が多いことや、和式便器を使用する児童・生徒がいないという学校が圧倒的に多いことなどから、全ての便器を洋式化するよう考えております。

次に、床面の改修でございますが、現在の湿式から乾式の床へと改修いたします。これまでの湿式の床とは、室内の床や壁がタイル貼りとなっているもので、タイルという性質上、室内が冷えやすく、また湿気がこもりやすくカビやにおいの原因となっていました。これを乾式の床に変えることで、清掃のしやすさや衛生面でもより快適な環境へと改修いたします。

次に、多目的トイレの設置については、全ての児童・生徒が快適で安心した学校生活を送れるよう、特別支援学級を配置するフロアを中心に、各校には必ず1カ所以上多目的トイレを設置することとしております。また、災害時に年配の方や障害を持った

方にも安心して避難していただける環境を整えるため、全ての学校体育館にも多目的トイレを整備します。そのほかにも、照明のLED化、自動水栓への変更、擬音装置の設置により光熱水費の削減及び感染症予防にもつながるものと考えております。

なお、資料中の写真は、左に現在のトイレの状況を、右側に平成29、30年度に行った熊野東中学校の大規模改造工事によって改修されたトイレの様子をイメージとして載せております。

続きまして、4の「事業費」についてでございますが、現在、委託により行っております実施設計業務の中で概算額を積算しましたところ、小・中学校6校で工事監理費も含め4億600万円を見込んでおります。この額をもって、3月定例会で補正予算を提出させていただく予定としております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、5の「財源」でございますが、こちらは学校施設環境改善交付金を活用することとしております。事業費のうち3億2,415万円が補助対象となっており、補助率は3分の1で、残りの3分の2には「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」を100%充当することができることとなっており、この起債の元利償還金のうち50%が交付税算入されることとなっております。また、継ぎ足し単独事業に対しては、交付税算入はないものの充当率75%の起債を活用することで、事業費負担を平準化することができるものと考えております。

続いて、6の「今後のスケジュールについて」でございます。現在、実施設計業務を委託により実施しており、本日成果が上がってまいりる予定でございます。次に、3月定例会におきまして補正予算の議案を提出させていただき、御承認いただきました後、来年度になりますが、5月に入札執行の予定でございます。入札の後、6月定例会におきまして契約締結議案を提出させていただき、御承認いただきました後、工事に着工し、児童・生徒の安全を確保しながら施工し、10月末の完了を目指したいと考えております。

最後に、7の「洋式化率について」でございます。平成28年4月1日に全国の市町村を対象として実施された「公立小中学校施設のトイレの状況調査」では、熊野町は近隣自治体と比較して洋式化率が極めて低いという状況でございましたが、この改修工事を実施することで、町内のトイレの洋式化率は、校舎が83.3%、体育館が100%、全体では74.4%となります。

町立小・中学校トイレ改修事業についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ただいま町立小・中学校トイレ改修事業について説明を受けました。児童・生徒にとって快適な学校生活が送れるよう、また災害時には避難所となり得る学校体育館も含め、早期完了と適切な工事施工、監理に努めることを要望し、まとめさせていただきます。

以上で執行部からの報告及び協議を終わります。

ありがとうございました。

暫時休憩します。

（休憩 午前 11時54分）

（再開 午前 11時55分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、再開いたします。

続いて、その他でございます。

先ほども言いましたように、新型コロナ関係の報告事項や協議事項がありますので、それを進めたいと思いますが。

では、一つは、まず熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、皆さんに協議したいと思います。ちょっとお待ちください。配ります。

それでは、この内容につきまして事務局長に説明させます。事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） 済みません。先ほど執行部のほうから事務組織機構の見直しにつきまして説明がございました。そのことに関しまして、この場で私のほうから御相談させていただきたいと思います。

事務組織機構の見直しに伴いまして、町議会の委員会条例を改める必要が生じてまいります。お手元にお配りいたしました条例改正の案と新旧対照表、これをごらんいただきたいと思います。

委員会条例第2条、常任委員会の定数や所管等の条項になりますけども、第1号の総務厚生委員会。このところにおきまして、これまで総務厚生委員会の所管は、総務

部、民生部、会計課、選挙管理委員会等々と続いておりましたが、この民生部のところを住民生活部、それから健康福祉部ということになります。それから、第3号、産業建設委員会のところにおきまして、これまで建設部と水道部となっていたところを、建設農林部、それから公営企業部にそれぞれ改める案としております。これまでの所管を大きく変更しないような案としたものでございまして、この案によりまして議会定例会に挙げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、ただいまの説明について何か御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、3月定例会に熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例についての議案を提出することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議はないようですので、本案件についてはただいまのようにさせていただきます。

ここでお諮りします。ただいま決定いたしました議案の提出に関して、提出者は議会運営委員長としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

それでは、その他としまして、事務局長から説明をしてもらいます。事務局長。

~~~~~〇~~~~~

○議会事務局長（西村） 済みません。コロナウイルス感染症に関する情報提供をさせていただきたいと思っております。

基本的に感染症対策につきましては町のホームページのほうにもございますけども、町のほうでは対策本部を設置されまして、対応方針を決定され、そしてその方針に基づいて町主催のイベントや事業、やはり不特定多数の人が集まるようなイベント等、例えば直近ではあした開催予定となっておりました夢プラザフェスタやくまの・みらい交流館まつり、それから3月に開催予定でございました健康まつり、これらのイベントは中止の決定がされております。

それから、まだちょっときょう、あすの状況で、ちょっとまだ不明なところはござい

ますけども、時期的に小学校、あるいは中学校の卒業式がございます。この点につきまして、子供たちへの安全面の配慮から、広島県教育委員会の通知を踏まえまして、代表を含めて必要最小限の人員で実施する方向で調整されておられました。現時点におきまして、教育委員会を除いて、町長以下、町執行部からは参加を自粛するというふうにされております。そして、同じくあす開催予定とされておりました中央保育所の発表会につきましても、町からは参加をされないというふうになってございます。

また、今お手元のほうにお配りさせていただきましたけども、3月1日に予定をされておりました熊野高校の卒業式につきまして、校長先生のほうからお断りのお手紙を頂戴しております。

最後、ちょっと報告になりますけども、例年3月定例会、その後に執行部主催で交流会が行われておりましたけども、やはり同様の理由で、今回中止とさせていただきたい旨、執行部のほうから申し入れがございましたので、ここに御報告させていただきます。御了承くださいますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それから、今、町としては、町の執行部のほうは、町民の方々に公の場所に出るときにはマスクをしましょうというような呼びかけをされております。直近としまして、我々議会もやっぱり町民に率先して、やはり役場庁舎に入るときには、これからはしばらく進捗があるまではマスク着用ということを皆さんに呼びかけたいと思います。

議会が今度ございますんで、議会はやはり執行部もマスク着用、我々も着用ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。もちろん発言のときには外すということに。意味はないんですが。

ちょっと待ってください。水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） マスク自体がないんですよ。僕も買いに走るいうか、気がついたら行くんですが、僕よりは娘や子供のほうにつけさせたほうがええ思っ、ごくわずかな備蓄しかない。もう10枚、20枚ぐらいのところじゃろうと思うんですよ。そうなると、それがなくなったときの対応というのがちょっと今の現状じゃあどうしてええんかちょっと。してくださいというても、毎回同じ、使い捨てマスクをずっと使うわけにもできませんし、そういうときには。

〇議長（大瀬戸） 尺田議員、ありますか。

〇5番（尺田） 同じことで、マスクを売ってないのに。

〇議長（大瀬戸） 売ってない。実際、私もきのう3軒ほど回ったけど、どこもなかったです。これはやっぱりしてくれといってもないものはしょうがないということはあると思います。ですから、どうしてもということにはできないです、物理的にちょっと難しいところがありますので、お持ちの方はぜひしてください。そして、傍聴席の方々にもしてもらおうようにします。

〇15番（中原） 言われんど。議員がしとらんのに。傍聴席にしてくれ言われん。

〇議長（大瀬戸） 配るといふふうにする方向でいきたいなとは思っておりますが、初日だけになると思いますけど。

〇15番（中原） 配るほどあるん。

〇議長（大瀬戸） いや、それは。

〇15番（中原） 配るほどあるんなら、わしらに配ってくれりゃええ。

〇議長（大瀬戸） 毎日ほどないです、やっぱり。毎日ほどないんで、そこら辺もちょっと、これからちょっと議会まで時間がありますのでちょっと検討はしますが、どうか手に入れるようには努力しますけど。

〇15番（中原） 事務局が用意すりゃええ。

〇議長（大瀬戸） なかなか厳しいのは実体ではありますが、ただ、そういうふうに我々議会は気をつけましょうということで、できれば、チャンスがあつてマスクを売ってた

ら、ぜひ買ってください。余計に買ってください。

それから、卒業式も恐らく来賓は呼ばれませんから、それぞれがそれぞれの集会なりなんなりあると思うんですが、そこらも事態が改善するまでは我々も自粛、そういう集まりに行かないように心がけたらどうかなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと何かありますか。なければ終わりますが。福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 仮にですけども、町内の方が出ましたというと、ある程度騒ぎが大きくなると思うんですが、当然議会はあるということ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 感染者が出た場合は、もうがらっとまた対応が変わると思います。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） そこらの御準備はしていただくとということでええですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） そうですね。それは町と一緒にどうするかは考えていきたいと思えます。感染者が出た場合はちょっと別です。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原） 感染者が出たら傍聴席なしということも。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それもありますし。ほかにありますか。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 終わったら広報委員の方はちょっと集まってください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ちょっと待ってください。最後に事務連絡します。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） 先日、去る2月17日ですけども、安芸郡の研修会の後、みどり屋さんのほうで開催いたしました意見交換会、この会費5,000円につきまして、皆さんの報酬のほうから天引きさせていただきますので、済みません、よろしくお願いいたします。

それと、予算特別委員会の委員長、副委員長についてちょっと確認をさせていただき

たいと思うんですが、3月定例会、これまでどおり予算審議のために予算特別委員会の設置を考えようと思っておりますけども、その特別委員会の委員長、副委員長については、申し合わせによりまして、委員長には副議長さん、そして副委員長には各常任委員会から副委員長さんが当たることになっております。今回は委員長が副議長さん、副委員長は沖田文教副委員長さんということになります。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、終わります。

お疲れさまでした。

（閉会 12時06分）



上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長